第一条	国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十七条第一項の規定によるもののほか、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律をいう。）第八条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法附則第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律をいう。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた同法第五十四条第三項
第十一条の七の二第一号	法第七十九条第六項（法第八十七条第三項より読み替えられた同法第五十四条第三項
第十一条の八の十五	地方公務員等共済組合法第七十九条第三項
第十一条の十第三項	法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項

第二十三条第四項の表第十一条の七の三第一項の項の次に次のように加える。

法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項
附則第十二条の七の四第一項若しくは平成八年第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項	国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条において準用する法第七十七条第四項	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法）附則第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項

第十一条の十第四項	、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項
	法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項
	若しくは附則第十二条の七の四第一項、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条

4　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）附則第十一条第一項、第十二条第一項及び第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十一条第一項	法による	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次条第一項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による
	、法	、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項において「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成九年政令第二百七十七号）第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項において「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法」という。）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法）附則